

## 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

- 1 公表時期 令和5年7月頃予定
- 2 計画期間 令和6年度～17年度まで（12年間）
- 3 目的と個別施策

	次期（第2次）	従前（第1次）
目的	全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科口腔保健を実現する。 ①個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備 ②より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施	高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期から生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現する。
個別施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯・口腔に関する健康格差の縮小</li> <li>・歯科疾患の予防</li> <li>・口腔機能の獲得・維持・向上</li> <li>・定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健</li> <li>・歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小</li> <li>・歯科疾患の予防</li> <li>・生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上</li> <li>・定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健</li> <li>・歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</li> </ul>

### 4 主な見直しの内容

#### (1) 歯・口腔に関する健康格差の縮小について

- ・乳幼児期や都道府県間の歯・口腔に関する健康格差について評価する指標を設定

#### (2) 歯科疾患の予防について

- ・高齢者に特徴的な根面う蝕のある者の割合など、う蝕予防に関する4指標を設定
- ・歯周病予防のため、ライフコースアプローチの観点も踏まえて、より幅広い年齢階級を把握・評価する指標を設定

#### (3) その他重要事項

- ・「歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関すること」が柱として独立
- ・「大規模災害時の歯科口腔保健に関すること」が重要事項として追加

### 5 目標設定 21項目（うち新規3項目）

### 6 目標の評価スケジュール

- ・中間評価：計画開始後 6年（令和11年）
- ・最終評価：計画開始後 10年（令和15年）



## ● 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第1次）と（第2次）の目標の比較

項番	項目	目標	第1次（現行）			第2次（新）		
			指標	H24策定時 現状値	R4年度 目標値	指標	目標値	
歯・口腔に関する健康格差の縮小における目標	歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成	歯・口腔に関する健康格差の縮小	3歳児でう蝕のない者の増加	77.1%	90%	3歳児で4本以上のう蝕のある者の割合	0%	
			3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県	47都道府県	削除		
			12歳児の1人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県	47都道府県	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県	
			40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	5%	
歯科疾患の予防における目標	う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成	う蝕を有する乳幼児の減少 う蝕を有する児童生徒の減少	3歳児でう蝕のない者の増加	77.1%	90%	3歳児で4本以上のう蝕のある者の割合（再掲）	0%	
			12歳児の1人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県	47都道府県	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数（再掲）	25都道府県	
			12歳児でう蝕のない者の増加	54.6%	65%	削除		
			治療していないう蝕を有する者の減少	40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	10%	20歳以上における未処置歯を有する者の割合	20%
	歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成	歯肉に炎症所見を有する者の減少	根面う蝕を有する者の減少	60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	10%	60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合	5%
			中学生・高校生における歯肉の炎症所見を有する者の減少	25.1%	20%	10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%	
			20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	25%	20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%	
			40歳代における進行した歯周病を有する者の割合の減少	37.3%	25%	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	40%	
	歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成	歯の喪失防止	60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	45%	削除		
			40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（再掲）	5%	
より多くの自分の歯を有する高齢者の増加			60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	80%	削除		
生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上における目標	生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成	よく噛んで食べることのできる者の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	60%	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%	
			60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4%	80%	50歳以上における咀嚼良好者の割合	80%	
			3歳児での不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3%	10%	削除		
定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標	定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進	障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（再掲）	5%
			障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	90%	障害者支援施設及び障害児入所施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%	
歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標	地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備	歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2%	50%	介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%
			歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県	47都道府県	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%	
	歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備	PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	第2次新規			歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%	
			過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1%	65%	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%	
歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進	う蝕予防の推進体制の整備	第2次新規			法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%		
		第2次新規			15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%		

健康やまがた安心プラン「第6章 歯科口腔保健対策」

1 計画期間 令和6年度～17年度（12年間）

※目標は、政府計画にあわせ令和14年度を目途として設定し、令和16年度に最終評価を行う。

2 新たな計画の方向性

(1) 現計画の指標・目標値はほぼ目標達成しているため、次期計画では国の指標・目標値に合わせて設定する。

(2) 国の基本的事項の柱として独立した「歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項」について、科学的根拠に基づいた課題の抽出とPDCAサイクルに沿った取組等を適切に実施できる人材育成に努めることなどを既存項目に追加する。

(3) 国の基本的事項の重要事項として新設された「大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項」について、災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材育成に努めることなどを既存項目に追加する。

3 目標の見直し

(1) 現行計画の評価指標数と評価

A又はA' 評価	B 評価	C 評価	D 評価	E 評価	合計
6	1	0	0	0	7

※A, A' 「改善」…目標を達成又は7割以上の改善 B 「やや改善」…2割以上7割未満の改善  
C 「横ばい」…2割未満の増減 D 「悪化」…2割以上の悪化 E 「評価不能」

(2) 次期計画の評価指標設定

継続(0) 指標・目標値 とも変更なし ①	見直し(7)				新規(1)		廃止(0)		合計
	指標の見直し <sup>※1</sup>		目標値の見直し		国準拠 ⑥	県独自 ⑦	国準拠 ⑧	県独自 ⑨	
	国準拠 ②	県独自 ③	国準拠 ④	県独自 ⑤					
—	3	—	2	2	—	1	—	—	8

※1 指標の見直しに伴い、目標値も変更となる。

## 健康やまがた安心プラン「第6章 歯科口腔保健対策」の構成案

県 現行プラン（平成25年度～令和5年度）	
1	基本的な方向
2	実践指針
3	目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>歯の喪失防止と口腔機能の維持</li> <li>乳幼児・学齢期のむし歯のない者の増加</li> <li>過去1年間に歯科健診を受診した者の増加</li> </ul>
4	分野別施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライフステージに応じた施策               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 妊娠期・乳幼児期（0～5歳）</li> <li>② 学齢期（6～18歳）</li> <li>③ 青年期（19～39歳）</li> <li>④ 壮年期（40～64歳）</li> <li>⑤ 高齢期（65歳以上）</li> </ul> </li> <li>(2) サポートを必要とする人への施策</li> <li>(3) 社会環境の整備に向けた施策               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定期歯科健診受診の促進</li> <li>② 歯科口腔保健を担う人材の育成</li> <li>③ 多職種が連携した歯科口腔ケアの推進</li> <li>④ 災害時の体制整備</li> </ul> </li> </ul>

県 次期プラン（令和6年度～17年度）の項目	
1	基本的な方向
2	実践指針
3	目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>歯の喪失防止と口腔機能の維持</li> <li>乳幼児・学齢期のむし歯格差の縮小</li> <li>過去1年間に歯科健診を受診した者の増加</li> </ul>
4	分野別施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライフステージに応じた施策               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 妊娠期・乳幼児期（0～5歳）</li> <li>② 学齢期（6～18歳）</li> <li>③ 青年期（19～39歳）</li> <li>④ 壮年期（40～64歳）</li> <li>⑤ 高齢期（65歳以上）</li> </ul> </li> <li>(2) サポートを必要とする人への施策</li> <li>(3) 社会環境の整備に向けた施策               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定期歯科健診受診の促進</li> <li>② 歯科口腔保健を担う人材の育成 PDCAに沿った取組を適切に実施できる人材の育成に関する事項などを追加</li> <li>③ 多職種が連携した歯科口腔ケアの推進</li> <li>④ 災害時の体制整備 災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材の育成に関することなどを追加</li> </ul> </li> </ul>

政府 次期計画（令和6年度～17年度）	
第1	歯科口腔保健の推進のための基本的な方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 歯・口腔に関する健康格差の縮小</li> <li>2 歯科疾患の予防</li> <li>3 口腔機能の獲得・維持・向上</li> <li>4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健</li> <li>5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</li> </ul>
第2	歯科口腔保健を推進するための目標、計画に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>2 歯科疾患の予防（1は省略）               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳幼児期</li> <li>(2) 少年期</li> <li>(3) 青壮年期</li> <li>(4) 中年期・高齢期</li> <li>(5) その他</li> </ul> </li> <li>3 口腔機能の獲得・維持・向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳幼児期から青年期</li> <li>(2) 壮年期から高齢期</li> </ul> </li> <li>4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健</li> <li>5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</li> </ul>
第4	歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項
第5	調査及び研究に関する基本的な事項
第6	その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項</li> <li>2 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項</li> <li>3 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項</li> </ul>

健康やまがた安心プラン「第6章 歯科口腔保健対策」の個別目標見直し案

【現行】健康やまがた安心プラン「第6章 歯科口腔保健対策」										
整理番号	分野	目標	評価指標	H25年度プラン策定時		直近の状況		R5年度目標値	評価	指標出典
				数値	指標年度	直近値	指標年度			
1	歯・口腔の健康	歯の喪失防止と口腔機能の維持	8020達成者の割合	37.0%	H22	57.2%	R4	55%	A	県民健康・栄養調査
2			歯間部清掃用具を使用している人の割合（18歳以上）	43.0%	H22	62.0%	R4	65%	A'	
3			60歳代における咀嚼良好者の割合	74.3%	H22	81.7%	R4	80%	A	
4		乳幼児・学齢期のむし歯のない者の増加	むし歯のない3歳児の割合	70.2%	H22	87.9%	R2	90%	A'	母子保健事業のまとめ 地域保健・健康管理事業報告
5			12歳児の一人平均むし歯本数	1.1本	H22	0.5本	R3	0.5本	A	学校保健統計
6		過去1年間に歯科健診を受診した者の増加	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合（18歳以上）	44.6%	H22	56.3%	R4	65%	B	県民健康・栄養調査
7			かかりつけ歯科医を持つ者の割合（20歳以上）	67.9%	H23	85.2%	R4	80%	A	県政アンケート 県民健康・栄養調査



【次期】健康やまがた安心プラン「第6章 歯科口腔保健対策」										【次期】歯科口腔保健推進に関する基本的事項	
整理番号	分野	目標	評価指標	R5年度プラン策定時		R14年度目標値	指標出典	指標区分	評価指標	目標値	
				数値	指標年度						
1	歯・口腔の健康	歯の喪失防止と口腔機能の維持	8020達成者の割合	57.2%	R4	85%	県民健康・栄養調査	④	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%	
2			歯間部清掃用具を使用している人の割合（18歳以上）	62.0%	R4	75%		⑤	〔設定なし〕	—	
3			40歳以上における自分の歯が19本以下の者の割合 ※右記の政府の評価指標に代わるものとして設定	【参考値】 25.2% (45歳以上)	R4	減少		⑦	40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値)	40%	
4			50歳以上における咀嚼良好者の割合	【参考値】 77.5% (55歳以上)	R4	80%		②	50歳以上における咀嚼良好者の割合(年齢調整値)	80%	
5		乳幼児・学齢期のむし歯のない者の増加	3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	1.9%	R3	0%	母子保健事業のまとめ 地域保健・健康管理事業報告	②	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	0%	
6			12歳でう蝕のない者の割合	73.8%	R3	90%		②	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25	
7		過去1年間に歯科健診を受診した者の増加	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合（18歳以上）	56.3%	R4	95%	県民健康・栄養調査	④	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合(20歳以上)	95%	
8			かかりつけ歯科医を持つ者の割合（20歳以上）	85.2%	R4	90%		県政アンケート 県民健康・栄養調査	⑤	〔設定なし〕	—

①… (継続) 指標・目標値とも変更なし  
 ②… (見直し) 指標の見直し (国準拠)  
 ③… (見直し) 指標の見直し (県独自)

④… (見直し) 目標値の見直し (国準拠)  
 ⑤… (見直し) 目標値の見直し (県独自)  
 ⑥… (新規) 国準拠

⑦… (新規) 県独自  
 ⑧… (廃止) 国準拠  
 ⑨… (廃止) 県独自